

# 海南省著名商標認定管理規則

2001年11月12日採択

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)

北京センター知的財産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

## 海南省著名商標認定・管理規則

(2001年11月12日、海南省人民政府第120回常務会議にて採択、2002年3月1日より施行)

第一条 海南省著名商標の認定・管理作業の規範化、海南省著名商標所有者の合法的な権益の保護、「馳名商標」の創設の促進を図るため、国の関係法律、法規に基づき、かつ本省の実状に鑑み、本規則を制定する。

第二条 本規則にいう海南省著名商標（以下、著名商標と略称）とは、市場において、比較的高い名声を有し、関連する公衆に認知されており、本規則に従って認定された登録商標を指す。

前項にいう商標には、商品商標および役務（サービス）商標が含まれる。

第三条 省工商行政管理部門は著名商標の認定・管理活動の責任を負う。省人民政府は著名商標認定機構（以下、認定機構と略称）の変更を決定した場合、別途公告を行う。

地方各級人民政府の関係部門および関係組織は、企業およびその他経営者による著名商標の創設を支持しなければならない。

第四条 著名商標の認定申請に当たっては、以下に掲げる条件に合致していなければならない。

（一）当該商標について、登録、使用開始から満3年を経過しており、かつ商標権に関する争議が存在しないこと。

（二）当該登録商標を使用する商品またはサービスの質について、優良かつ安定しており、消費者の反応も良好で、苦情率が低いこと。

（三）当該登録商標を使用する商品またはサービスについて、過去3年間の売上高、利益水準、シェアなどの主要経済指標が本省の同業他社のうち上位に位置し、かつ全国で一定の影響を持つこと。

（四）当該登録商標を使用する商品の販売地域またはサービス提供範囲およびその広告カバー地域は比較的広く、関連する公衆の中で、当該商標の認知度が比較的高いこと。

第五条 著名商標の認定に当たっては、公開、公正、自由意思の原則に従うこと。

本省の登録商標所有者は、その登録商標が本規則第四条に規定する条件に合致すると認識す

る場合、著名商標の認定申請を行うことができる。

本省に設立された生産型企業が合法的に使用する省外登録商標所有者の登録商標についても、本規則第四条に規定する条件に合致する場合、著名商標の認定申請を行うことができる。

第六条 著名商標の認定申請に当たり、登録商標所有者は以下に掲げる資料を提出しなければならない。

- (一) 著名商標認定申請表
- (二) 商標登録証副本および登録商標図案
- (三) 営業許可証またはその他の合法的な資格証明副本
- (四) 本規則第四条に規定する条件に合致していることを証明する関連資料

前項第(四)号に規定する証明資料は、相応の職責を備えた部門または機構が発行したものでなければならない。条件に合致している場合、著名商標申請人の証明資料の発行に関する請求について、関係部門または機構は拒絶、責任逃れ、引き延ばしをしてはならない。

第七条 認定機構は著名商標認定申請資料を受領した後、速やかに審査を行わなければならない。審査を経て、規定の条件に合致していると認められる場合、社会に公示しなければならない。公示期間は30日とする。公示期間満了後、規定の条件に合致しない状況が認められない場合、著名商標に認定するとともに、公告を行い、『海南省著名商標証書』を発給する。審査、公示、認定、公告は90日以内に完了しなければならない。

認定機構は受理した申請を認定しない場合、申請人に通知するとともに、理由を説明しなければならない。申請人は申請日から90日を経過しても関連通知を受領していない場合、認定機構に対して、書面による回答を求める権利を有する。

申請人は認定結果に異議がある場合、通知受領日から、または回答受領日から60日以内に、認定機構に対して、再審査を求めることができる。認定機構は再審査申請を受領した日から60日以内に再審査を完了するとともに、再審査の結果を申請人に書面で通知しなければならない。

第八条 以下に掲げる状況の一つがある場合、著名商標所有者は『中華人民共和国商標法』およびその実施細則の規定に基づいて、関連手続きを行うとともに、記録に残すため、認定機構に報告しなければならない。

- (一) 著名商標所有者の名義、住所に変更が生じた場合。

(二) 法に従って著名商標に認定された登録商標の他者による使用を許諾した場合。

(三) 法に従って著名商標に認定された登録商標を譲渡した場合。

前項第(三)号に規定する状況がある場合、譲受人は認定機構で著名商標所有者の変更申請手続きを行わなければならない。譲渡によって、著名商標資格の喪失に関する法定条件が生まれない場合、変更を許可するとともに、改めて審査の上、『海南省著名商標証書』を発給しなければならない。

第九条 著名商標の有効期間は3年とし、公告日より起算する。著名商標の有効期間満了後も、著名商標資格の保留を必要とする場合、期間満了前3ヵ月以内に、改めて認定申請を行わなければならない。期限を過ぎても認定申請を行わない場合、その著名商標資格は自動的に喪失する。

著名商標に認定された登録商標の有効期間満了に当たって、登録継続手続きを行わない、または国家商標局によって登録を取り消された場合、有効期間満了日または登録を取り消された日から、著名商標資格は自動的に喪失する。

第十条 以下に掲げる状況の一つがある場合、認定機構はその著名商標資格を取り消し、『海南省著名商標証書』を没収するとともに、公告を行う。

(一) 虚偽の資料の提供など欺瞞手段によって著名商標資格を取得した場合。

(二) 著名商標の有効期間内に本規則第四条に規定する条件を喪失した場合。

(三) 著名商標を使用する商品の範囲を無断で拡大し、是正を拒否した場合。

(四) 本規則第八条の規定に違反し、情状が深刻な場合。

(五) その他の著名商標の名声に深刻な影響を及ぼす違法状況があった場合。

第十一条 著名商標に認定された登録商標について、省工商行政管理部門は「馳名商標」への認定申請について、優先的に推薦することができる。

第十二条 著名商標について、審査によって使用を許可された商品およびその包装、装飾、説明書、広告上に、「海南省著名商標」の文字とマークを使用することができる。

第十三条 著名商標の認定公告日より、他者による当該著名商標と同一または類似する文字の

企業名称、屋号としての使用が、公衆の誤認を招く可能性がある場合、工商行政管理部門は登録を許諾しない。既に登録されている場合、著名商標所有者は著名商標有効期間内に工商行政管理部門に取り消しを求めることができる。但し、著名商標の文字が共用性を持つ場合を除く。

第十四条 本規則の規定に違反し、著名商標の認定を無断で実施した場合、工商行政管理部門は制止または取り締まりを行うとともに、実施者、申請人に対して、1万元以上3万元以下の罰金を科す。

第十五条 法に従って認定を受けずに「海南省著名商標」の文字、マークを無断で借用し、経営行為を行った場合、工商行政管理部門は是正を命じ、1,000元以上1万元以下の罰金を科す。情状が深刻な場合は、5,000元以上3万元以下の罰金を科す。

第十六条 他者の著名商標に認定された登録商標の専用権を侵害した場合、商標管理に関する法律、法規の規定に従って処罰する。

著名商標の使用が許諾された商品は著名商品とみなし、その特有の、または類似した名称、包装、装飾を無断で使用し、経営行為を行った場合、不正競争に関する法律、法規の規定に従って、処罰する。

第十七条 著名商標について、省外で権利を侵害された場合、省工商行政管理部門は関係証明書を発行し、相談、指導、調査処理を行わなければならない。

第十八条 認定機構の職員に、著名商標の認定・管理において、職責を軽んじる、職権を乱用する、私情にとらわれて不正をはたらくなどの行為があった場合、規定に従って処分する。犯罪を構成する場合は、法に従って刑事責任を追及する。

第十九条 認定機構は本規則に基づいて、著名商標の認定に関する具体的な条件およびプロセスを制定するとともに、公布することができ、監督を受ける。

第二十条 本規則の具体的な応用をめぐる問題については、省工商行政管理部門が解釈の責任を負う。

第二十一条 本規則は 2002 年 3 月 1 日より施行する。